

平成 28 年 12 月 15 日
気 象 庁 予 報 部

配信資料に関する技術情報第 452 号

～航空気象関連電文の ICAO 第 3 附属書第 77 次改正への対応について～

国際民間航空条約第 3 附属書（ICAO Annex 3）「国際航空のための気象業務」の第 77 次改正等に伴い、当庁作成の航空気象関連電文について、下記のとおり変更を計画していますのでお知らせします。

記

1 変更の概要

- (1) 運航用飛行場予報（TAF）のフォーマットの変更
- (2) 着陸用飛行場予報（TREND）のフォーマットの変更
- (3) シグメット情報（SIGMET）のフォーマットの変更
- (4) 特別機上観測報告（ARS）のフォーマットの変更

2 実施日時

平成 29 年 3 月 2 日（木）（予定）

- ・ 運航用飛行場予報（TAF）
00UTC（09JST）（ヘッダー時刻 012300）対象のもの（※）から。
※ 1 日 2305UTC（2 日 0805JST）～ 1 日 2325UTC（2 日 0825JST）の間に発表します。
- ・ 着陸用飛行場予報（TREND）
00UTC（09JST）（ヘッダー時刻 020000）以降発表のものから。
- ・ シグメット情報（SIGMET）
00UTC（09JST）以降発表のものから。
- ・ 特別機上観測報告（ARS）
00UTC（09JST）以降通報のものから。

3 変更内容の詳細

別紙を参照願います。

（参考）対象電文のヘッダー

区分	ヘッダー（データ種別）
運航用飛行場予報（TAF）	FTJPIi(ii=30, 31)、FCJP80
着陸用飛行場予報（TREND）	SAJP、SAJP71
シグメット情報（SIGMET）	WSJP31、WCJP31、WVJP31
特別機上観測報告（ARS）	UAJP71、SEXX72

(1) 運航用飛行場予報 (TAF) のフォーマットの変更

- ①有効期間の終了時刻及び変化の終了時刻について、日界の時間表記を 24 から 00 に変更します。

注) 電文中のこれ以外の時刻については、既に日界の時間表記を 00 としています。

《例 1-1 : TAF》

変更後	FTJP31 RJTT 011700 TAF RJTT 011709Z 0118/ <u>0300</u> 01012KT 9999 FEW030 TEMPO 0218/ <u>0300</u> 4000 BR=
現行	FTJP31 RJTT 011700 TAF RJTT 011709Z 0118/ <u>0224</u> 01012KT 9999 FEW030 TEMPO 0218/ <u>0224</u> 4000 BR =

※ 変更箇所を下線で示す。

(2) 着陸用飛行場予報 (TREND) のフォーマットの変更

- ①変化の終了時刻について、日界の時間表記を 24 から 00 に変更します。

注) 電文中のこれ以外の時刻については、既に日界の時間表記を 00 としています。

《例 2-1 : TREND》

変更後	METAR RJTT 192230Z 05005KT 9999 FEW020 22/17 Q1019 BECMG TL <u>0000</u> 08006KT RMK 1CU020 A3011=
現行	METAR RJTT 192230Z 05005KT 9999 FEW020 22/17 Q1019 BECMG TL <u>2400</u> 08006KT RMK 1CU020 A3011=

※ 変更箇所を下線で示す。

(3) シグメット情報 (SIGMET) のフォーマットの変更

※各シグメット情報の対象現象は次の通りです。

WV : 火山灰の拡散状況、WC : 台風、WS : 雷電、乱気流、着氷及び放射性物質の状況

- ① 台風の名称に続けて中心位置を記載します。また中心位置の前に「PSN」を記載します。
(WC)
- ② 現象の位置を高度の前に記載します。(WV、WC)

- ③ 現象の表現方法として、円形式に加え多角形式も使用します。(WC)
- ④ 現象の位置及び予報位置について、座標点の前に「WI」を記載します。(WV)
- ⑤ 予報時刻及び予報位置を記載する場合、移動方向及び移動速度を記載しません。(WV、WC)
- ⑥ 要素の繰り返しを可能とします。(WV)
- ⑦ 予報時刻の前に「AT」を置きます。(WV、WC)
- ⑧ 予報要素では高度を表現しません。(WV)
- ⑨ VAを省略した表現「MT 火山名 PSN」を使用します。(WV)
- ⑩ 台風番号を記載しません。(WC)
- ⑪ 現象の高度(FL)、移動方向(MOV)または強度変化(INTST)が不明の場合は、「UNKNOWN」とせず項目自体を記載しません。(WV、WC、WS)
- ⑫ 現象の位置及び予報位置を多角形で表現する場合、座標点を時計回りに表記します。(WV、WC、WS)

注) ⑨⑩⑪は今次改正に伴う変更ではありませんが、第3附属書に規定されている表現を新たに使用し、規定にない表現を廃止するものです。⑫はICAOシグメットガイド第5版(平成27年10月)の記載に合わせて変更するものです。

《例 3-1 : SIGMET(現象が台風の場合)》

変更後	WCJP31 RJTD 271910 RJJJ SIGMET F08 VALID 271910/280110 RJTD- RJJJ FUKUOKA FIR TC JELAWAT ^① PSN N3000 E14000 CB OBS AT 1800Z ^{②③⑫} WI N3030 E13940 - N3030 <u>E14250 - N2940 E14600 - N2830 E14340 - N3030 E13940</u> TOP FL500 NC FCST ^⑦ AT 0000Z TC CENTRE ^① PSN N3500 E14500=
現行	WCJP31 RJTD 271910 RJJJ SIGMET F08 VALID 271910/280110 RJTD- RJJJ FUKUOKA FIR TC JELAWAT ^⑩ (1217) OBS AT 1800Z ^① N3000 E14000 CB TOP FL500 ^{②③} WI 90NM OF <u>CENTRE ^⑤MOV N 7KT</u> NC FCST 0000Z TC CENTRE ^① N3500 E14500=

※ 変更箇所を下線で示す。

《例 3-2 : SIGMET(現象が火山の場合)》

変更後	WVJP31 RJTD 080915 RJJJ SIGMET G06 VALID 080915/081515 RJTD- RJJJ FUKUOKA FIR ^⑨ MT SAKURAJIMA (AIRA CALDERA) PSN N3136 E13039 VA CLD OBS AT 0715Z ^{②④⑫} WI <u>N3136 E13039 - N3135 E13100 - N3125 E13110 - N3120 E13105 - N3136 E13039</u> SFC/FL030 FCST ^⑦ AT 1315Z ^{④⑫} WI N3130 E13330 - N3130 E13430 - N3055 E13455 - N2930 E13500 - N2930 E13400
-----	---

	<p>- N3100 E13325 - N3130 E13330^⑥ AND</p> <p>^{②④⑫} WI N3110 E13220 - N3110 E13230 - N3100 E13235 - N3100 E13220 - N3110 E13220 FL030/070</p> <p>^⑦ FCST AT 1315Z WI N2930 E13530 - N3100 E13530 - N3100 E13600 - N2930 E13600 - N2930 E13530=</p>
現行	<p>WVJP31 RJTD 080915</p> <p>RJJJ SIGMET G06 VALID 080915/081515 RJTD-</p> <p>RJJJ FUKUOKA FIR ^⑨ VA MT SAKURAJIMA (AIRA CALDERA) PSN N3136 E13039 VA CLD OBS AT 0715Z</p> <p>SFC/FL070 ^{②④⑫} N3136 E13039 - N3120 E13105 - N3125 E13110 - N3135 E13100 - N3136 E13039 ^⑤ MOV</p> <p>E 35KT ^⑪ INTST UNKNOWN FCST 1315Z ^⑧ VA CLD APRX SFC/FL060 ^{④⑫} N3130 E13330 - N3100 E13325 -</p> <p>N2930 E13400 - N2930 E13500 - N3055 E13455 - N3130 E13430 - N3130 E13330=</p>

※ 変更箇所を下線で示す。

変更後の電文の⑥（要素の繰り返し）は AND から E13530 までの全体にかかります。

（４）特別機上観測報告（ARS）のフォーマットの変更

- ① 航空機識別符の記載位置を現象名の前に変更します。
- ② 観測された現象が火山灰の場合、現象名の直後に報じていた観測高度の範囲（FLnnn/nnn）を、現象の位置の次に報じます。
- ③ 飛行高度は報じません。

注) ①は過去の改正に伴う変更です。また、第3附属書の規定では、位置通報点を使用せず緯度経度で報じるとされていますが、国内利用者の要望を考慮して、当面は位置通報点の使用を継続します。

《例 4-1 : ARS（現象が火山の場合）》

変更後	<p>SEXX72 RJFF 300002</p> <p>ARS</p> <p>^① <u>JAL001</u> VA CLD OBS AT 2345Z 16NM NE OF RJFT ^② <u>FL230/250</u> BY A320=</p>
現行	<p>SEXX72 RJFK 300002</p> <p>ARS</p> <p>VA CLD ^② <u>FL230/250</u> OBS AT 2345Z 16NM NE OF RJFT ^③ <u>FL270</u> BY A320 ^① <u>JAL001</u>=</p>

※ 変更箇所を下線で示す。